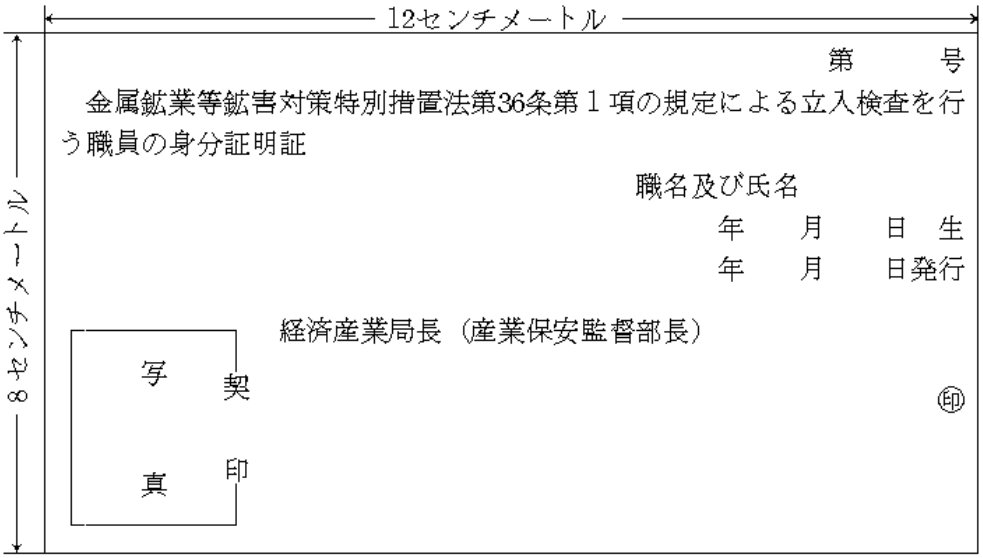
様式第16　（平4通産令73・追加、平10通産令64・平12通産令366・平17経産令21・一部改正）

表



裏

金属鉱業等鉱害対策特別措置法抜すい

第36条　経済産業局長又は産業保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者又は租鉱権者（鉱山保安法第39条第２項の規定により採掘権者若しくは租鉱権者とみなされる者を含む。）に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第43条　第36条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。